

宮崎県女性にやさしい職場づくり応援事業奨励金等交付要綱

令和7年 4月1日

改正 令和7年10月1日

総合政策部生活・協働・男女参画課

（趣旨）

第1条 県は、女性の活躍推進に向けた取組や女性が働きやすい職場環境整備を促進するため、予算で定めるところにより、県内企業に対し奨励金又は補助金（以下「奨励金等」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（対象となる者）

第2条 前条の奨励金等の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- （1） 県内に本社又は本店を有すること。
- （2） 従業員（常時雇用する労働者）の数が10人以上300人以下であること。
- （3） 「みやざき女性の活躍推進会議」の会員企業であること又は同会議への入会を誓約する者。
- （4） 国又は地方公共団体により設立された法人、資本金の全部又は大部分が国又は地方公共団体からの出資による法人、法令等に国又は地方公共団体の具体的な監督権が定められた法人その他の国又は地方公共団体が経営、労務等に大きく関与できる法人でないこと。
- （5） 県税に未納がないこと。
- （6） 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- （7） 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- （8） 別表に定めるType.B（女性にやさしい取組推進奨励金）（以下本則において「Type.B」という。）にあっては、設定目標及び取組内容をホームページに掲載していること。
- （9） その他奨励金等を交付することが適当でないと知事が認める者でないこと。

（奨励金等の種類等）

第3条 奨励金等の種類、交付要件及び奨励額又は補助率は、別表のとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第4条 別表に定めるType.C（女性にやさしい環境整備補助金）（以下本則において「Type.C」という。）の補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

（申請書に添付すべき書類）

第5条 規則第3条第1号の事業計画書の様式は別記様式第1号、同条第2号の収支予算書の様式は別記様式第2号によるものとする。ただし、同条の規定にかかわらず、別表に定めるType.A（えるぼし認定取得奨励金）（以下本則において「Type.A」という。）又はType.Bの交付を受けようとする場合にあっては、別記様式第2号の提出を省略することができる。

2 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- （1） 第2条第3号に係る会員企業でない事業主体にあっては、「みやざき女性の活躍推進会議」入会誓約書（別記様式第3号）
- （2） 第2条第5号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）（原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。）
- （3） 第2条第6号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（法人の場合）（別記様式第4号）
- （4） 第2条第7号に係る誓約書（別記様式第5号）
- （5） Type.Bの交付を申請する場合にあっては、女性活躍推進状況確認書（別記様式第6号）
- （6） その他知事が必要と認める書類

（奨励金等交付条件）

第6条 規則第5条の規定による奨励金等を交付する条件は、次のとおりとする。

- （1） 事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならないこと。
- （2） この奨励金等に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、事業の完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存すること。
- （3） 事業を行う者が条件に違反した場合には、この奨励金等の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- （4） 県は、事業主体の名称、所在地、奨励金等の種類、従業員数及び事業内容をホームページに掲載すること。
- （5） その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

2 Type.Cの交付を決定する場合にあっては、次の条件を追加するものとする。

- （1） 事業を実施するために必要な調達を行う場合は、原則として見積合わせによること。
- （2） 事業を実施するために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならないこと。
- （3） 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- （4） 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条第1項に規定する知事の定める期日は、奨励金等の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（軽微な変更の範囲）

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、次の各号に掲げる奨励金等の種類に応じ当該各号に定める変更とする。

- （1） Type.B 設定目標に係る評価項目の追加又は基準の変更を伴わないもの
- （2） Type.C 補助額の増額を伴わないものであって、補助対象経費の30パーセント以内のもの

（計画変更の承認）

第9条 規則第10条第2項の規定により、知事の指示を受けようとする場合は、あらかじめ次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- （1） 事業計画書又は収支予算書の内容を変更しようとするとき 変更承認申請書（別記様式第7号）
- （2） 事業を中止し、又は廃止しようとするとき 中止（廃止）承認申請書（別記様式第8号）
- （3） 事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったとき 遅延等報告書（別記様式第9号）

2 知事は、前項の申請又は報告を受けたときは、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は交付決定に条件を付することができる。

（状況報告）

第10条 規則第11条の規定により、知事が事業遂行状況の報告を求めたときは、補助事業遂行状況報告書に事業実施状況書（別記様式第1号）を添えて提出しなければならない。

- 2 Type.Bの交付を受けた場合にあっては、事業を実施した年度の翌年度末時点の状況について、補助事業遂行状況報告書に女性活躍推進状況確認書（別記様式第6号）を添えて、6月末日までに知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前2項に規定する時期のほか、事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、事業主体に対して当該奨励金等の遂行状況報告を求めることができる。

（奨励金等の交付方法）

第11条 この奨励金等は、精算払により交付する。

（実績報告）

第12条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日（Type.Bにあっては、事業の完了の日又は設定目標の達成若しくは不達成を判定した日）から起算して30日を経過した日又は奨励金等の交付決定のあった年度の3月末日（Type.Cにあっては、同年度の2月末日）のいずれか早い期日までにしなければならない。

- （1） 事業実績書（別記様式第1号）
- （2） Type.Bの交付を申請した場合にあっては、女性活躍推進状況確認書（別記様式第6号）、ホームページへの掲載内容及び事業による取組内容を示す書類
- （3） Type.Cの交付を申請した場合にあっては、収支決算書（別記様式第2号）及び事業により取得し、又は効用の増加した財産の概要を示す書類
- （4） その他奨励金等の内容に応じ次に例示する書類の写し
見積書（仕様書）、発注伝票、契約書、請書、納品書、検収調書、請求書、銀行振込伝票、領収書等

- 2 規則第14条第1項及び前項の規定にかかわらず、Type.Aにあっては、実績報告は、規則第3条の規定による奨励金の交付の申請をもって行われたものとみなす。
- 3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、第1項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。
- 4 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第10号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税

等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（財産処分の制限）

第13条 Type Cの交付を受けた場合にあっては、規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、同項第2号及び第3号の規定により知事が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の財産とする。

- 2 規則第21条第1項の承認は、財産処分承認申請書（別記様式第11号）を知事に提出してこれを受けなければならない。
- 3 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（書類の提出部数等）

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

- 2 規則第22条の規定にかかわらず、Type Aに係る補助金の交付の決定及び額の確定の通知書の様式は、別記様式第12号によるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の予算に係る宮崎県女性にやさしい職場づくり応援事業奨励金等から適用する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

奨励金等の種類	交付要件	奨励額又は補助率
Type.A （えるぼし認定取得奨励金）	次のいずれかに該当する場合 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第9条の規定による認定を受けたとき（既に認定を受けている事業主体にあっては、当該認定の段階を上回る段階の認定を受けたとき。）。 2 女性活躍推進法第12条の規定による認定を受けたとき。	定額100万円 ただし、Type.B（女性にやさしい取組推進奨励金）の交付を受けた事業主体にあっては、100万円から当該交付を受けた額を控除した額（奨励額の上限を100万円とする。）
Type.B （女性にやさしい取組推進奨励金）	次の表に定める1から4までの評価項目ごとにそれぞれ掲げる基準のうち1つについて達成すべき水準以上の目標を設定するとともに、当該目標を達成するため、新たな取組を2つ以上行う場合 ただし、設定目標の基準に応じ、前事業年度又は交付申請の日において、当該目標の水準を満たしている項目を除く。	1 目標項目あたり定額25万円 ただし、目標を達成しなかった場合、1 目標項目あたり定額15万円（奨励額の上限を100万円とする。）
Type.C （女性にやさしい環境整備補助金）	女性が働きやすい職場環境（トイレ、更衣室、シャワールーム、休憩室、防犯カメラ、屋外照明設備等）を整備するため、新築、増改築、改修又は物品若しくは器具の購入を行う場合	整備に要する経費の2分の1以内（補助額の下限を10万円、上限を60万円とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）

備考

- 1 奨励金等の対象となる事業は、国、県又は市町村による補助金等の交付を受けていないものに限るものとする。
- 2 過去にこの要綱に基づく奨励金等の交付を受けた者は、奨励金等の種類ごとに、過去の被交付額と新たな申請額の合計がそれぞれ奨励額又は補助率欄に規定する上限額を超えないこと。

評価項目	基準	判定時点	達成すべき水準
1 積極採用	男性正社員の採用競争倍率を女性正社員の採用競争倍率で除して得た数	奨励金の交付決定の日から目標判定の日までの間（以下「判定期間」という。）	10分の8超

	正社員に占める女性の割合	目標判定の日	産業ごとの平均値（平均値が4割を超える場合は4割）以上
2 配置・育成	女性の平均継続勤務年数を男性の平均継続勤務年数で除して得た数	〃	10分の7以上
	女性正社員の継続雇用割合（11事業年度前から9事業年度前までに採用された従業員のうち継続して雇用されている者の割合）を男性正社員の継続雇用割合で除して得た数	〃	10分の8以上
	女性正社員の平均継続勤務年数	〃	産業ごとの平均値以上
3 管理職登用	管理職（10人以上又は2係以上で構成される組織の長及びそれと同等以上の役職にある者）に占める女性の割合	〃	〃
	女性正社員に占める管理職に昇進した女性の割合を、男性正社員に占める管理職に昇進した男性の割合で除して得た数	判定期間	10分の8以上
4 多様な働き方	女性のキャリアアップに資する雇用形態、職種又は資格への転換	〃	実績を有すること
	過去に在籍した女性を正社員として再雇用	〃	〃
	30歳以上の女性を正社員として採用	〃	〃